

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額は、各役員の在職期間における業績を勘案し、鳥取大学経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができるとしているが、法人化後2年目で大学運営は円滑に行われているところであり、各役員の業績については、良好の範疇につき、平成17年度においては増額又は減額をしなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の指定職俸給表の改定に準じて、平成18年1月1日から報酬額を0.3%減額改定した。 なお、期末特別手当の支給率については、平成17年度は改定しなかった。
理事	同上。
理事（非常勤）	改定なし。
監事	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の指定職俸給表の改定に準じて、平成18年1月1日から報酬額を0.3%減額改定した。 なお、期末特別手当の支給率については、平成17年度は改定しなかった。
監事（非常勤）	改定なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬（給与）	賞与	その他（内容）		就任	退任
法人の長	千円 19,533	千円 13,740	千円 5,484	千円 276（単身赴任手当） 33（寒冷地手当）	4月1日	
理事 （ 4人）	千円 58,175	千円 41,028	千円 16,374	千円 182（通勤手当） 99（寒冷地手当） 492（単身赴任手当）	4月1日2名	
理事 （非常勤） （ 1人）	千円 2,400	千円 2,400	千円	（ ）		
監事 （ 1人）	千円 13,203	千円 9,387	千円 3,747	千円 49（通勤手当） 20（寒冷地手当）		
監事 （非常勤） （ 1人）	千円 1,800	千円 1,800	千円	（ ）		

3 役員の退職手当の支給状況 (平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円 1,719	年 1	月 0	H17.3.31	-	鳥取大学役員退職手当規程第2条第2項により、増額又は減額することができるが、これは、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考とするため、今回は増減なしとした。
理事	千円 1,359 (53,708)	年 1 (35)	月 0	H17.3.31	-	鳥取大学役員退職手当規程第2条第2項により、増額又は減額することができるが、これは、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考とするため、今回は増減なしとした。
監事	千円	年	月			該当者なし

注:理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。
すなわち、事務系職員については、常に業務の見直し、合理化、簡素化を徹底して行うと共に、事務組織の再編、人員配置の検討などにより、採用の抑制を図る。
また、教員については、定員の一部を学長管理定員として全学的な観点で運用するとともに、退職者に係る補充についても抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇 給)	現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合において、昇給期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より2号俸上位の号俸まで昇給させることができる。
俸給月額 (昇 格)	勤務成績が特に良好な職員で、昇格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- 次の事項について平成18年1月1日から改定を実施した。
- ①すべての俸給表の俸給月額を引下げ(改定率△0.3%)
 - ②配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ(月額13,500円→13,000円)
 - ③初任給調整手当の最高額の引下げ(最高50,200円→50,000円)
 - ④俸給の調整額の調整基本額の改定(俸給月額の引下げに伴うもの)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,335	43.7	6,935	5,032	41	1,903
事務・技術	328	43.5	5,652	4,140	56	1,512
教育職種 (大学教員)	602	47.9	8,758	6,305	27	2,453
医療職種 (病院医師)	0					
医療職種 (病院看護師)	273	35.7	4,840	3,552	45	1,288
技能・労務職種	8	52.8	4,872	3,585	67	1,287
教育職種(附属高校教員)	23	43.5	7,418	5,452	59	1,966
教育職種(附属義務教育学校教員)	38	42.7	7,041	5,169	69	1,872
医療職種(病院医療技術職員)	61	39.5	5,255	3,849	53	1,406
その他医療職種(医療技術職員)	1					
その他医療職種(看護師)	1					

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	90	36.2	3,315	2,941	34	374
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	50.8	2,857	2,112	61	745
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	35.8	5,260	3,864	32	1,396
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	52	30.3	3,282	3,282	15	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	32.2	3,410	2,508	57	902
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	55.7	3,575	2,656	126	919
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	31.3	3,372	2,435	24	937

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: 技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

注4: 教育職種 (附属高校教員) とは、附属養護学校教員を示す。

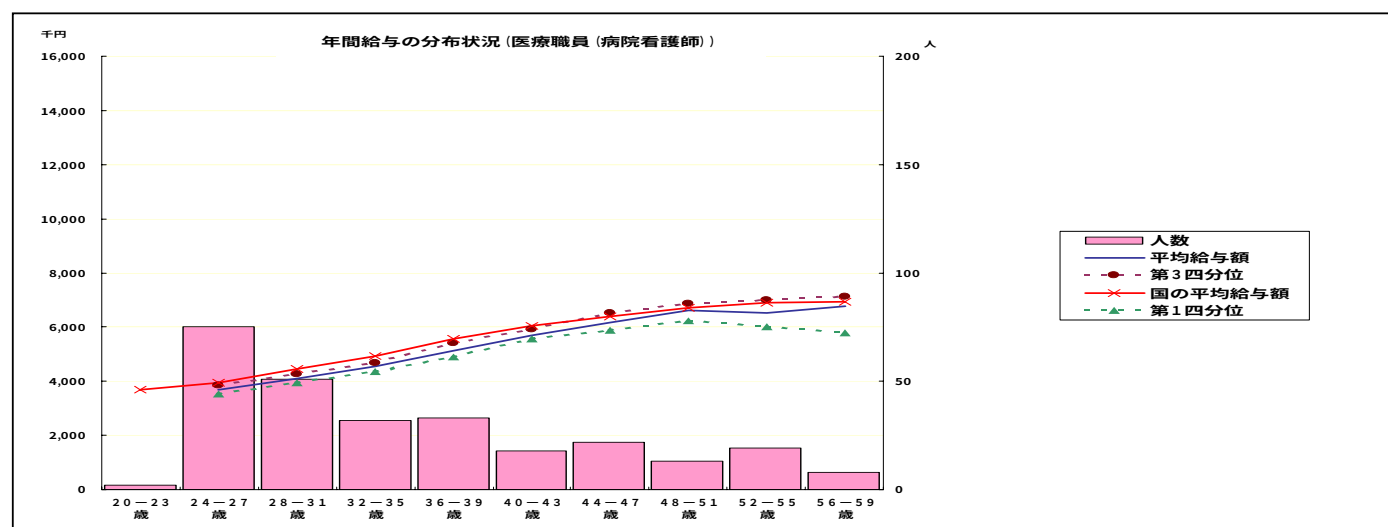
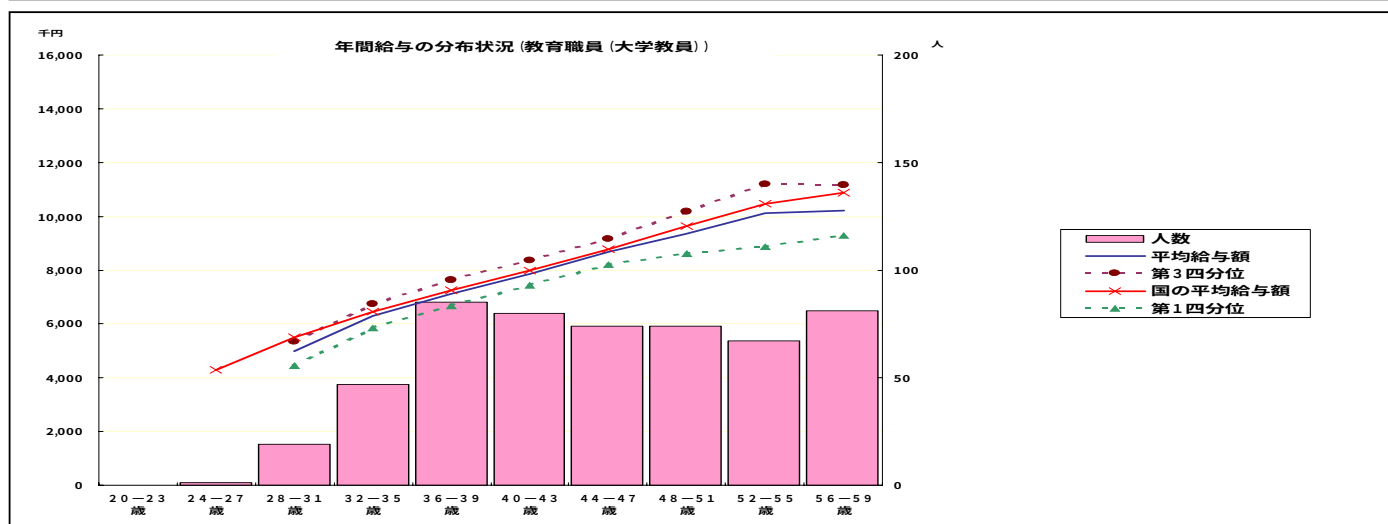
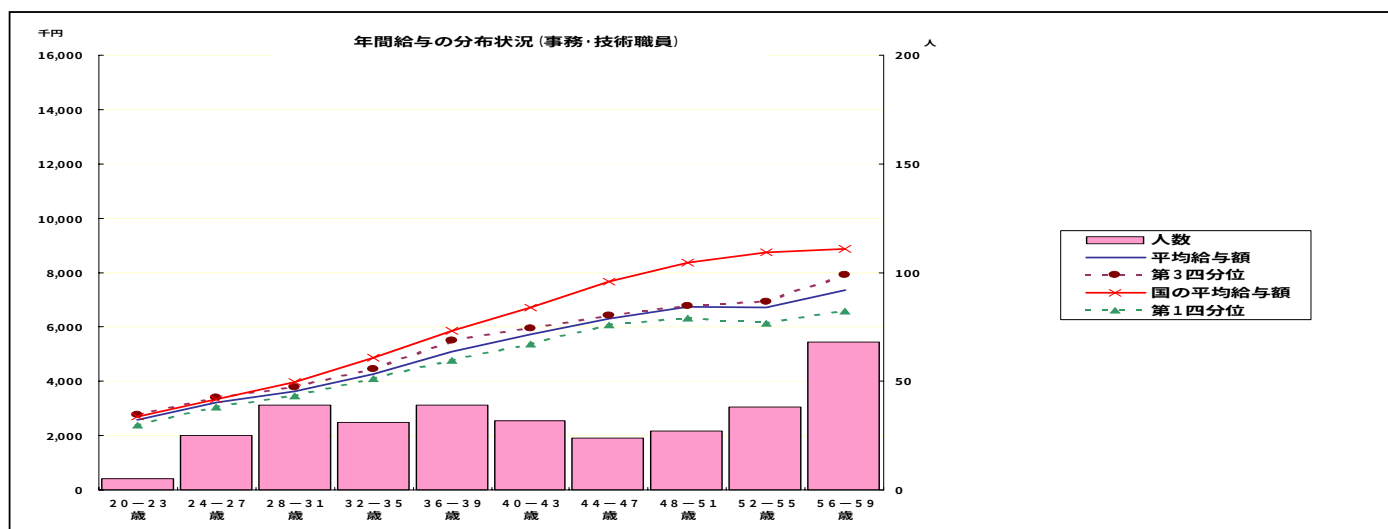
注5: 医療職種 (病院医療技術職員) とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、臨床放射線技師等の職種を示す。

注6: その他医療職種 (医療技術職員) とは、病院以外での医療職種 (医療技術職員) を示す。

注7: その他医療職種 (看護師) とは、保健管理センターの保健師を示す。

注8: 非常勤職員の医療職種 (病院医師) とは、医員及び医員 (研修医) を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))の年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注3:年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))の年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	22	57.0	8,037	8,366	8,534
・係長	134	47.9	5,849	6,189	6,553
・係員	102	31.1	3,360	3,732	4,226

(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	212	56.3	10,143	10,749	11,277
・助教授	174	47.2	8,127	8,515	9,059
・助手	133	38.9	6,015	6,493	7,099

(医療職員 (病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・看護師長	22	47.5	6,276	6,554	6,872
・看護師	189	31.9	3,732	4,286	4,582

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任	係長	専門職	室長
人員 (割合)	328人	40人 (12.2%)	71人 (21.6%)	144人 (43.9%)	35人 (10.7%)	21人 (6.4%)
年齢(最高～最低)		32～20歳	59～27歳	59～35歳	59～48歳	59～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,886～1,732千円	4,018～2,467千円	5,128～3,440千円	5,519～4,664千円	6,287～4,970千円
年間給与額(最高～最低)		3,781～2,363千円	5,493～3,372千円	6,965～4,742千円	7,530～6,541千円	8,426～7,014千円

	6級	7級	8級	9級
	課長	部長	部長	事務局長
人員 (割合)	14人 (4.3%)	2人 (0.6%)	1人 (0.3%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)	59～52歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)	7,246～5,928千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)	9,761～8,205千円	～千円	～千円	～千円

注:各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	602人	4人 (0.7%)	133人 (22.1%)	79人 (13.1%)	174人 (28.9%)	212人 (35.2%)
年齢(最高～最低)		57～30歳	62～27歳	64～30歳	63～33歳	64～42歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,646～3,324千円	5,827～3,072千円	6,754～3,770千円	7,433～4,805千円	9,711～5,577千円
年間給与額(最高～最低)		6,360～4,411千円	7,704～4,180千円	9,196～5,296千円	10,061～6,681千円	14,534～7,922千円

(医療職員 (看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	273	3 (1.1%)	189 (69.2%)	59 (21.6%)	19 (7.0%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	0 (0%)
年齢 (最高～最低)		59～52	59～23	56～28	57～42	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		4,256～3,875	5,251～2,372	5,136～3,090	5,135～4,341	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		5,787～5,288	7,088～3,237	7,078～4,193	7,249～6,061	～	～	～

注:各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢 (最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与 (平成17年度) における査定部分の比率 (事務・技術職員／教育職員 (大学教員)／医療職員 (病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.3	% 68.6	% 67.0
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.4	% 33.0
	最高～最低	% 42.3～31.7	% 41.7～29.2	% 41.7～30.8
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.4	% 69.5	% 68.0
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 30.5	% 32.0
	最高～最低	% 36.4～31.2	% 33.3～28.4	% 34.8～29.7

(教育職員 (大学教員等))

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.2	% 66.9	% 65.6
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 53.5～31.9	% 49.6～29.2	% 51.5～30.7
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 66.2	% 69.6	% 68.0
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 30.4	% 32.0
	最高～最低	% 42.1～31.2	% 33.3～28.4	% 36.2～29.7

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 69.0	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.0	% 32.5
	最高～最低	% 36.4～31.3	% 33.3～28.6	% 34.8～29.9

注:医療職員(看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

83.8
96.0

対他の国立大学法人等（事務・技術職員）

（教育職員（大学教員等））

対平成15年度の教育職（一）

96.9
95.6

対他の国立大学法人等（教育職員（大学教員））

（医療職員（看護師））

対国家公務員（医療職（三））

93.8
96.4

対他の国立大学法人等（医療職員（病院看護師））

注1：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2：教育職員（大学教員）の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前（平成15年度）の教育職俸給表（一）適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
特になし。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,485,059	千円 11,631,641	千円 (%) △ 146,582 (△1.3)	千円 (%) △ 146,582 (△1.3)
退職手当支給額 (B)	千円 1,185,758	千円 1,310,430	千円 (%) △ 124,672 (△9.5)	千円 (%) △ 124,672 (△9.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,728,184	千円 1,459,298	千円 (%) 268,886 (18.4)	千円 (%) 268,886 (18.4)
福利厚生費 (D)	千円 1,605,879	千円 1,573,021	千円 (%) 32,858 (2.1)	千円 (%) 32,858 (2.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,004,880	千円 15,974,390	千円 (%) 30,490 (0.2)	千円 (%) 30,490 (0.2)

注:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与・報酬等支給総額の減額については、退職者の後任補充の抑制、超過勤務の削減・抑制、宿日直勤務の廃止が主な要因となっている。

給与・報酬等支給総額の減額及び退職手当額の減額にも関わらず、最広義人件費が増額した主な要因としては、特に病院経営上の必要性から、看護師等の非常勤職員の増員、卒後臨床研修必修化に伴う医員(研修医)の増員が図られたことによるものである。

なお、中期計画において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしているものであり、引き続き業務の見直し、合理化、簡素化、組織の再編、人員配置の検討と併せて退職者の後任補充の抑制を行うものである。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて俸給表等を見直し、平成18年度から適用することとしている。

おって、基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は11,485,059千円で、「人件費予算相当額」は12,006,785千円である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし。